

第4 退職手当について

1 退職手当とは

退職手当は、教職員が退職(又は死亡)した場合に、その者又は遺族に一時金として支給される給与で、給与の補足的な性格をもつ他の手当とは異なり、勤続報償的な性格を有する手当であって、その取扱いは、教職員及び他の職種の公務員に共通の「山梨県職員の退職手当に関する条例」等によって定められている。

なお、再任用職員には、退職手当は支給されない。

○ 根拠及び参考法令・通知

- ・山梨県職員の退職手当に関する条例
※以下、平成18.4.1改正後の条例を「新条例」、改正前の条例を「旧条例」という。
- ・山梨県職員の退職手当に関する規則
- ・山梨県職員の退職手当に関する規則の運用について

2 退職手当額の算出方法

新条例等退職手当額(A)と新条例施行日前日(H18.3.31)退職手当額(B)を比較し、いずれが多い額が退職手当裁定(支給)額となる。

(1) 新条例等退職手当額(A)の算出方法

新条例等退職手当額(A)
(A) = 基本額(退職日の「給与の月額」×(1+特例加算率)×支給率) + 退職手当の調整額

①給与の月額：給与月額 + 給与の調整額 + 教職調整額

②特例加算率：50歳以上かつ勤続25年以上の者が、定年退職日から1年前まで「勸奨」又は「公務上の死傷病」により退職することとなった場合、特例給与月額として、次の算式により得られる額を給与月額とする。

【定年前早期退職者に対する特例(条例第5条の3)】

特例給与月額 = 給与の月額 × (1 + 2% × 60歳までの残年数)

年齢	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
加算率	20%	18%	16%	14%	12%	10%	8%	6%	4%	2%

③支給率：「退職事由」及び「勤続年数」に応じて定めた「退職手当支給率表」に掲げる「支給率」を適用(39ページ参照)

④退職手当の調整額：在職期間中の職位の高い順から60月分について、職位の区分に応じて定められた月額にその区分に該当する月数を乗じて得た額の合計額(条例第6条の4第1～3項、規則第5条の4)

【退職手当の調整額の職員区分（行政職、教育職（一）、教育職（二））】

月 額	行政職	教育職（一）	教育職（二）
第1号区分 65,000円	9級(旧11級)		
第2号区分 59,550円	8級(旧10級)		
第3号区分 54,150円	7級(旧9級)	4級（管手5,6種）	4級（管手5,6種）
第4号区分 43,350円	6級(旧8級)	4級（管手7種）	4級（管手7種）
第5号区分 32,500円	5級(旧7級)	3級,特2級	3級,特2級
第6号区分 27,100円	4級(旧6級)	2級,1級（役加10%）	2級（役加10%）
第7号区分 21,700円	3級(旧5,4級)	2級,1級（役加5%）	2級（役加5%）
第8号区分 0円	第1号区分から7号区分までのいずれの区分にも属さない者		

※ 役加＝期末・勤勉手当の役職段階別加算率 管手＝管理職手当区分

【調整額の計算例】 R3.4.1～R5.3.31 4級（第4号区分）24月 ※管手7種

H30.4.1～R3.3.31 3級（第5号区分）36月

（第4号区分）43,350円×24月 + （第5号区分）32,500円×36月 = 2,210,400円

◇ 各区分における月数の算出において、休職、停職、育児休業等の期間がある場合、それらの期間については、勤続期間の計算に準じて除算する。

◆ 退職手当の調整額の支給制限（退職手当条例第6条の4第4項）

退職事由・勤続年数の区分	調整額の支給制限
① 勤続期間が4年以下の者	計算した調整額の1/2
② 自己都合退職者で勤続期間が10年以上24年以下の者	
③ 基本額が0円の者	調整額は不支給
④ 自己都合退職者で勤続期間が9年以下の者	

(2) 退職手当の基本額の特例（退職手当条例第5条の2）

新条例等退職手当額（A）を計算する際に、給料月額の変額改定以外の理由（※）により給料の月額が減額された場合で、最も多い給料の月額（a）が退職日の給料の月額（b）を上回る場合は、次の計算式により算出された額が退職手当基本額となる。

※「給料の調整数の引下げ」、「行政職給料表への適用変更」、「降格」などが該当

{ a × (a が適用された最終日までの期間に係る支給率) } +

{ b × (全勤続期間の支給率 - a が適用された最終日までの期間に係る支給率) }

(3) 新条例施行日前日退職手当額（B）の算出方法及び経過措置

新条例施行日前日退職手当額（B）：

H18.3.31に ① 同じ事由で退職したものと仮定して旧条例に基づき算出した退職手当額

$$(B) = \text{H18.3.31の給料の月額} \times \text{H18.3.31を退職日とみなした旧条例支給率} \quad \text{②}$$

※新条例施行日前日額の保障（平成18年改正条例附則第2条）

新条例等退職手当額（A）＜ 新条例施行日前日退職手当額（B）の場合

→ 退職手当額＝新条例施行日前日退職手当額（B）

① H18.3.31 給料の月額：18.3.31 現在のその者の 給料月額＋給料の調整額＋教職調整額

② 旧条例支給率：「退職事由」及び「勤続年数」に応じて定めた「退職手当支給率表」に掲げる「支給率」を適用（40ページ参照）

3 定年引上げによる退職手当の特例

令和3年6月に「地方公務員法の一部を改正する法律」が交付されたことにより、本県においても「山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年山梨県条例第47号）」が交付され、令和5年4月1日から施行されることとなった。

この改正により、令和5年から2年に1歳ずつ定年年齢を引き上げることとなり、「山梨県職員の退職手当に関する条例」においても一部改正された。

改正の概要は次のとおりである。

(1) 退職手当の基本額の特例（ピーク時特例）の適用（本県独自措置）

定年引き上げに伴い60歳前に給料月額のパイクがある場合は、37ページに記載されている退職手当の基本額の特例を適用し、次の3段階に分けて計算する。

- ・60歳前に給料月額がピークであった時まで
- ・定年引き上げに伴い給料が7割に減額される前まで
- ・60歳以降で退職する時まで

(2) 60歳に達した日以後退職する職員の退職手当の支給率の設定

60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、退職事由を「定年退職」として算定する。

※ 条例第5条の3適用についての整理（36ページ参照）

定年引き上げ前の定年（60歳）に達した日以後においても、定年前に退職する場合には、以下のように特例加算率が適用されることとなる。

年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
加算率	2%	2%	2%	2%	2%

旧条例退職手当支給率表 ※調整率を乗じた後のもの
(平成30年2月1日以降適用)

勤続年数	第3条			第4条				第5条	
	己二都十合四年未満勤続自	亡年二十通勤奨災害傷病外等死	傷務二病外を五年除く(通勤)未勤続公	己二都十合五年以上勤続自	勤奨未二災・公・傷・病・死・通	傷務二病外を五年除く(通勤)未勤続公	勤務官署の移転等	亡年二十通勤奨災害傷病外等死	整理・公務上死傷病
1	0.5022	0.837	0.837				1.04625		1.2555(3.6a)
2	1.0044	1.674	1.674				2.0925		2.511(4.5a)
3	1.5066	2.511	2.511				3.13875		3.7665(5.4a)
4	2.0088	3.348	3.348				4.185		5.022(5.4a)
5	2.511	4.185	4.185				5.23125		6.2775
6	3.7665	5.022	5.022				6.2775		7.533
7	4.39425	5.859	5.859				7.32375		8.7885
8	5.022	6.696	6.696				8.37		10.044
9	5.64975	7.533	7.533				9.41625		11.2995
10	6.2775	8.37	8.37				10.4625		12.555
11	7.43256	9.2907	9.2907				11.613375		13.93605
12	8.16912	10.2114	10.2114				12.76425		15.3171
13	8.90568	11.1321	11.1321				13.915125		16.69815
14	9.64224	12.0528	12.0528				15.066		18.0792
15	10.3788	12.9735	12.9735				16.216875		19.46025
16	11.11536	13.8942	13.8942				17.36775		20.8413
17	11.85192	14.8149	14.8149				18.518625		22.22235
18	12.58848	15.7356	15.7356				19.6695		23.6034
19	13.32504	16.6563	16.6563				20.820375		24.98445
20	17.577		17.577		21.97125		21.97125		26.3655
21	18.5814		18.5814		23.22675		23.22675		27.8721
22	19.5858		19.5858		24.48225		24.48225		29.3787
23	20.5902		20.5902		25.73775		25.73775		30.8853
24	21.5946		21.5946		26.99325		26.99325		32.3919
25				28.24875		28.24875	28.24875	33.8985	33.8985
26				29.50425		29.50425	29.50425	35.4051	35.4051
27				30.75975		30.75975	30.75975	36.9117	36.9117
28				32.01525		32.01525	32.01525	38.4183	38.4183
29				33.27075		33.27075	33.27075	39.9249	39.9249
30				34.52625		34.52625	34.52625	41.4315	41.4315
31				35.7725		35.7725	35.7725	42.687	42.687
32				36.61875		36.61875	36.61875	43.9425	43.9425
33				37.665		37.665	37.665	45.198	45.198
34				38.71125		38.71125	38.71125	46.4535	46.4535
35				39.7575		39.7575	39.7575	47.709	47.709
36				40.80375		39.7575	39.7575	47.709	47.709
37				41.85		41.85	40.24038	47.709	47.709
38				42.89625		42.89625	41.24639	47.709	47.709
39				43.9425		43.9425	42.25240	47.709	47.709
40				44.98875		44.98875	43.25841	47.709	47.709
41				46.035		46.035	44.26442	47.709	47.709
42				47.08125		47.08125	45.27043	47.709	47.709
43				47.709		47.709	46.27644	47.709	47.709
44				47.709		47.709	47.28245	47.709	47.709
45				47.709		47.709	47.709	47.709	47.709

(注1) ()内は、条例第6条の5の最低保障

(注2) aは基本給月額(給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額)

(注3) 自己都合を除く勤続20年以上の長期勤続者については、条例附則第26項から第28項まで及び昭和48年条例第45号附則第5項から第7項による退職手当の額の調整(104/100)を含めた計数(口内の数字)

(注4) 自己都合を除く勤続20年以上の長期勤続者については、平成18年条例第9号附則第2条第1項による退職手当の額の調整(83.7/104)を、それ以外の者については、調整(83.7/100)を含めた計数

(注5) 勤務官署の移転等の勤続37年以上44年以下の欄は、表記上、小数点以下5位以下切捨て

4 退職手当からの控除について

○ 退職所得に対する所得税等の控除

退職手当は、退職所得として給与所得等の所得と分離して課税することとされており、所得税、県民税及び市町村民税が退職手当から源泉徴収される。

(所得税法第201条、地方税法第50条の6、第328条の6)

また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」の公布により、「復興特別所得税」が併せて徴収される(源泉徴収される所得税額の2.1%相当額)。

○ 課税退職所得額

勤続年数に応じた退職所得控除額(退職所得控除額表：次ページ参照)により「課税退職所得額」を算出する。

※ 勤続期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げる。

※ 休職等(県以外に勤務する休職を除く)の期間も税額計算上の勤続期間に含む。

$$\left(\boxed{\text{退職手当額}} - \boxed{\text{退職所得控除額 (勤続年数による)}} \right) \times 1/2 = \boxed{\text{課税退職所得額 (千円未満切捨)}}$$

※ ただし、勤続年数が5年以内の場合は、退職手当－退職所得控除額＝課税退職所得額

1 所得税及び復興特別所得税

$$\text{所得税及び復興特別所得税の額} = (\text{課税退職所得金額} \times \text{税率} - \text{控除額}) \times 102.1\%$$

※ 退職手当額が、退職所得控除額より少ない場合は課税されない。

退職所得の源泉徴収税額の速算表(令和4年分)

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額=((A)×(B)－(C))×102.1%
1,950,000円以下	5%	—	((A)×5%)×102.1%
1,950,000円超 3,300,000円々	10%	97,500円	((A)×10%－97,500円)×102.1%
3,300,000円々 6,950,000円々	20%	427,500円	((A)×20%－427,500円)×102.1%
6,950,000円々 9,000,000円々	23%	636,000円	((A)×23%－636,000円)×102.1%
9,000,000円々 18,000,000円々	33%	1,536,000円	((A)×33%－1,536,000円)×102.1%
18,000,000円々 40,000,000円々	40%	2,796,000円	((A)×40%－2,796,000円)×102.1%
40,000,000円々	45%	4,796,000円	((A)×45%－4,796,000円)×102.1%

(注) 求めた税額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

2 住民税(市町村民税、県民税)

① 市町村民税 $\text{退職所得額} \times 6\% = \text{市町村民税額}$

② 都道府県民税(以下「県民税」という。)

$\text{退職所得額} \times 4\% = \text{県民税額}$

※市町村民税額、県民税額に百円未満の端数がある場合、それぞれ百円未満の端数を切り捨てる。

- 上記以外に、4、5月分の住民税未徴収額(再任用職員を除く。)、共済組合・互助組合等貸付金の未償還額がある場合は、その額が退職手当額から差し引かれる。

源泉徴収のための退職所得控除額の表（令和4年分）
（所得税法別表第六）

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
	千円	千円		千円	千円
2年以下	800	1,800	24年	10,800	11,800
			25年	11,500	12,500
			26年	12,200	13,200
3年	1,200	2,200	27年	12,900	13,900
4年	1,600	2,600	28年	13,600	14,600
5年	2,000	3,000	29年	14,300	15,300
6年	2,400	3,400	30年	15,000	16,000
7年	2,800	3,800	31年	15,700	16,700
8年	3,200	4,200	32年	16,400	17,400
9年	3,600	4,600	33年	17,100	18,100
10年	4,000	5,000	34年	17,800	18,800
11年	4,400	5,400	35年	18,500	19,500
12年	4,800	5,800	36年	19,200	20,200
13年	5,200	6,200	37年	19,900	20,900
14年	5,600	6,600	38年	20,600	21,600
15年	6,000	7,000	39年	21,300	22,300
16年	6,400	7,400	40年	22,000	23,000
17年	6,800	7,800			
18年	7,200	8,200	41年以上	22,000千円に、 勤続年数が40年 を超える1年ご とに700千円を 加算した金額	23,000千円に、 勤続年数が40年 を超える1年ご とに700千円を 加算した金額
19年	7,600	8,600			
20年	8,000	9,000			
21年	8,700	9,700			
22年	9,400	10,400			
23年	10,100	11,100			

(注) この表における用語の意味は、次のとおりです。

- 1 「勤続年数」とは、退職手当等の支払を受ける人が、退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基となった退職の日まで引き続き勤務した期間により計算した一定の年数をいいます（所得税法施行令第69条）。
- 2 「障害退職の場合」とは、障害者になったことに直接基因して退職したと認められる一定の場合をいいます（所得税法第30条第6項第3号）。
- 3 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいいます。

(備考)

- 1 退職所得控除額は、2に該当する場合を除き、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行に当てはめて求めます。この場合、一般退職のときはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、また、障害退職のときはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額です。
- 2 所得税法第30条第6項第1号（退職所得控除額の計算の特例）に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額です。